「国勢調査」をかたる不審な訪問にご注意ください

　豊中市より、国勢調査員になりすまし調査活動を行う、かたり調査の疑いがある事案が発生したとの報告がありました。

　府民の皆様におかれましては、 十分ご注意くださるようお願いいたします。

１　事案概要

（１）発生日

令和７年６月11日（水曜日）

（２）内容

　　　令和７年６月12日（木曜日）午後2時頃に豊中市在住の市民が、豊中市へ次のとおり電話で報告。

○ 国勢に関する聞き取り調査という名目で、女性が自宅に来た。

○ 女性は黄色の腕章と名札のようなものを身に着けていた。

○ 在宅状況等を聞かれて不審に思ったので、報告の電話をさせてもらった。

２　府民の皆様にご注意いただきたい点

（１）令和７年国勢調査は、本年10月1日を調査期日として実施しますが、現時点では、国勢調査員の任命（総務大臣任命の非常勤国家公務員）も行われておらず、調査活動は始まっていないため、現時点においては、国勢調査員が世帯に訪問することはありません。

（２）国勢調査では、預金や収入、負債、銀行口座やクレジットカード等を国勢調査員が聞くことは絶対にありません。

　　　　また、大阪府や市町村の職員、統計調査員等が、皆さまに対し、電話や電子メールで個人や世帯の情報を調査することは絶対にありませんので、不審な訪問があった場合は、絶対に回答しないでください。電話でのお問い合わせのあった場合も、相手の身分や連絡先を確認し、折り返し電話するなどの対応をお願いします。

（３）国勢調査員は調査活動期間中、常に顔写真付きの国勢調査員証を携帯することとされていますのでお手数ですが、国勢調査員が訪問した際には、国勢調査員証の確認をお願いします。調査員証を携帯していない者が訪問した場合、統計調査員になりすましている可能性があります（なお、令和７年国勢調査において、腕章は紛失リスクが高いことから『廃止』されました）。

（４）不審な調査活動等にお気づきの際は、府統計課又はお近くの市町村統計主管課までご連絡ください。

３　法令等

　○「かたり調査」については、被調査者の情報の保護や公的統計制度に対する公共の信用の確保のため、「統計法」（平成19年法律第53号）においても禁止されており（第17条）、違反した者に対して、未遂も含めて２年以下の懲役又は100万円以下の罰金が定められています（第57条）。

○統計法（平成十九年五月二十三日法律第五十三号）（抄）

（基幹統計調査と誤認させる調査の禁止）

　第17条　何人も、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

　　第57条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

１　第17条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者（中略）

2　前項第一号の罪の未遂は、罰する。

以上